

令和元年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和元年度6月補正予算等関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年6月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		小中学校課	2~3
		高等学校課	4~6
		いじめ・不登校 総合対策センター	7
		博物館	8~9
		体育保健課	10
	2 歳入歳出事項別明細書		11~12
	3 節の明細		13
	4 債務負担行為に関する調書		14

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第3号	鳥取県立美術館の設置等に関する条例	博物館	15~19

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書	教育環境課 特別支援教育課	20

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他	
(一般会計)								
小中学校課	141,054	5,461	146,515	1,943				3,518
高等学校課	1,645,353	33,343	1,678,696	5,290				28,053
いじめ・不登校 総合対策センター	109,765	5,544	115,309	4,678			3	863
体育保健課	341,932	2,478	344,410	2,478				
合計	63,295,261	46,826	63,342,087	14,389			3	32,434

(一般会計)	
小中学校課	(新)「ふるさと・キャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～ (新)プログラミング教育推進事業
高等学校課	(新)小・中学校における英語4技能ステップアップ事業 (新)とっとり高校魅力化推進事業 (新)高大接続改革対応事業
いじめ・不登校 総合対策センター	(新)不登校児童生徒への自宅学習支援事業
博物館	(新) [債務負担行為] 鳥取県立美術館整備運営費
体育保健課	(新)「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(オリンピック・パラリンピック教育地域拠点)」(2019年度)

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

小中学校課、社会教育課 (内線：7935)

4目 教育連絡調整費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「ふるさと・キャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～	0	4,161	4,161	1,943			2,218	
トータルコスト	0	4,161	4,161	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	事業(研修等)の企画立案、冊子の作成等				
工程表の政策目標(指標)	社会全体で取り組む教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成を行っていくため、市町村とも連携しながら、全県で統一したビジョンにより児童生徒の発達段階に応じた「ふるさと・キャリア教育」を充実するための経費である。

【めざす人間像】

1. ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
2. 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
3. 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
4. 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

2 事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
「ふるさと企業読本(仮称)」の作成	1,080	ふるさとで活躍している企業や社会科見学可能な企業の一覧等をまとめた「ふるさと企業読本(仮称)」を作成し、中・高等学校の「ふるさとにおける『キャリア教育』」で使用する。
とっとり発 ミリョク発見！親子でおしごと体験ツアーの実施	590	鳥取県にあるいろいろな仕事を親子で見学したり、体験したりすることで、鳥取県内の企業のよさについて認識する機会とするとともに、子どもたち自身が働くことの意味ややりがいを知り、自分の将来について深く考えるきっかけを提供する。
教職員を対象とする「ふるさと・キャリア教育」研修会の実施	240	鳥取県における「ふるさと・キャリア教育」の意義やキャリア・パスポート(※)について周知を図るための研修会を実施する。 ※児童・生徒が活動を記録し、蓄積する教材
中学校でのトークプログラムの実施	1,431	中学生、大学生、地域の大人の三者が少人数のグループになって人生観や職業選択等について語り合うトークプログラムを実施し、中学生が地域の人を知る機会を提供するとともに、ふるさとへの愛着と貢献意識の形成を図る。
鳥取県地域コーディネーターの養成	820	学校と地域をつなぐ「鳥取県地域コーディネーター」を養成し各中学校区に配置することでふるさと教育、体験活動、学校支援活動等を地域と学校が協働して進め、子どもたちの地域への愛着・貢献意識の形成を図る。
合計	4,161	

<参考>

高等学校：当初予算計上の「キャリア教育充実事業」により、将来、社会的に自立していくための、必要かつ基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を全県立高校で実施している。また、キャリアプランニングスーパーバイザーを配置して、普通科高校で実施するインターンシップのプログラムの検討に係る指導・支援や地元企業等との連携調整を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・小・中学校では、各市町村で地域への貢献活動や郷土をよく知るための学習等、独自の取組を実施しているが、「ふるさとで働く」ことや「ふるさとで活躍する」という観点での取組がこれまで十分ではなかったという課題がある。
- ・特別支援学校・高等学校では、各学校で様々な取組を実施している。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園から高等学校まで校種間でつながるとともに、県全体で「ふるさと・キャリア教育」の推進を図っていく必要がある。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

小中学校課、教育センター（内線：7935）

4目 教育連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）プログラミング教育推進事業	0	1,300	1,300				1,300	
トータルコスト	0	1,300	1,300	（補正に係る主な業務内容） 民間企業との連携 教材の具体的操作に係る指導・研修				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標（指標）	社会の変革期に対応できる教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

小学校段階におけるプログラミング教育（※）の実施に向けて、より先進的な取組を実践する学校に対して、県内の関連企業と連携を図りながら支援を行うとともに、具体物を操作するプログラミング教育の充実を図るための経費である。

※小学校における「プログラミング教育」は、プログラミング技術を身に付けることが目的ではなく、各教科等の中でプログラミング的思考といわれる論理的に考える力を育成することが求められている。

2 事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
民間企業と連携した先進的なプログラミング教育の実施	600	鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアムのメンバーである情報産業協会と連携し、先進的なプログラミング教育に取り組む学校に講師を派遣して出前授業を実施する。
具体物を操作するプログラミング教育に係る指導・研修等	700	具体物を操作するプログラミング教育の指導事例について周知を図り、学校での実践につなげるため、活用可能な教材を準備し、教育センター指導主事による学校訪問や教員向けセミナーにおいて教材を活用した研修（模擬授業等）を実施する。また、学校からの要望に対して教材を貸し出す。
合計	1,300	

3 これまでの取組状況、改善点

プログラミング教育に係る研修会、教員対象のプログラミング体験会の開催、新学習指導要領におけるプログラミング教育に関する資料の作成などを行った。新学習指導要領における小学校段階のプログラミング教育について理解されつつあるが、各教科における具体的な実践に向けた支援の継続が必要である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

5目 教育振興費

高等学校課 (内線: 7959)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小・中学校における英語4技能ステップアップ事業	0	2,901	2,901	100			2,801	
トータルコスト	0	5,282	5,282	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	外部試験実施及び指導力向上、教材作成				
工程表の政策目標(指標)	確かな学力・学びに向かう力の育成							

事業内容の説明

1 事業の概要

国が示す「外国語教育の抜本的強化」の方針に基づき、実践的な英語等の語学力の向上やグローバル社会において様々な人と協働できる人材の育成を目指し、英語教育の充実・人材育成のための小・中学校一貫した指導体制を強化する。

2 事業内容

中学校 目標: 自分の考えや気持ちを英語で伝え合う力の育成

小学校 目標: 英語に慣れ親しみ、英語で伝えたいという意欲の育成

(単位: 千円)

区 分	予算額	事業内容
英語力向上事業(中学校)	2,500	<ul style="list-style-type: none"> 県内全中学2年生に外部試験(英検IBA)を実施し、結果データを動機付けや授業改善等に活用して生徒の英語力向上を図る。 教員対象ワークショップ、研修会、フォーラム等における実践研修、学習支援サイトへの指導例の掲載、指導主事による訪問指導等により、課題解決に向けた教員の指導力向上を図る。
小学校英語専科教員指導力向上事業	203	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ型研修会、授業研究会実施
島根大学との共同研究	198	<ul style="list-style-type: none"> 島根大学と英語教育についての実践的な共同研究を実施し、成果を県内全小・中学校に還元する。 上記2事業に加え、小学校外国語活動・外国語におけるALTの効果的な活用等についても、島根大学の協力を仰ぎ、随時専門家のアドバイスを受けながら進めていく。
合 計	2,901	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・移行期間における小学校外国語活動について、教員の主体的な取組が進んでいるが、小中の連携に課題がある。
- ・英語習得入門期にあたる小学校段階で、ALTの活用をより工夫したり、ALT間で効果的な指導法を共有・実践したりする体制整備に取り組む。
- ・教師の英語力向上事業には一定の成果が認められる一方、生徒の英語力に関しては、中学校、高等学校とも伸び悩んでいる。
- ・小学校外国語活動全面実施及び新学習指導要領の導入並びに大学入試改革等にも対応した生徒の英語力を向上するという観点から、中学校英語担当教員の指導力向上が必要である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

高等学校課 (内線：7517)

4目 教育連絡調整費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり高校魅力化推進事業	0	16,282	16,282	5,190			11,092	
トータルコスト	0	21,839	21,839	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.7人	0.7人	教育環境整備、調査研究、県外生徒募集				
工程表の政策目標 (指標)	魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進							

事業内容の説明

1 事業の概要

県内の中学校卒業生数が減少していく中、中学生や保護者にとってこの高校に進学したいと思う動機づけとなるような特徴的な学科や教育内容を打ち出し、県外の中学生も入学を希望する学校となるよう改革を進める。

2 事業内容

お米甲子園等における日本一の米生産という輝かしい実績を有する倉吉農業高校をモデルに、県外からの生徒募集を意識したさらなる高校の魅力化の取組に加え、専門家の協力を受けながら地元自治体等と連携して岩美高校、日野高校における高校魅力化の戦略策定に取り組む。

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
県立高校の魅力化・特色化の推進	7,784	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業推進のための営農支援ツール、農業用ドローン、水管理システム等の最先端機器の導入 <ul style="list-style-type: none"> ⇒生徒に先端機器の操作技術を習得させるとともに、ICT技術の活用により適切な水量、肥料、農薬の使用量等、同校の優れた生産技術を可視化(データ化)し、効率的かつ確実に質の高い技術の習得を実現させる。 ⇒大学や機器メーカーの専門家による指導助言、県農林水産部事業の取組との連携により、より高度な技能を学ぶ環境等を整備していく。 和牛飼育の拠点化を目指した先進校視察、専門家を交えた課題等に関する検討・意見交換
県立高校の魅力磨き上げ推進事業	8,498	<ul style="list-style-type: none"> 高校の魅力化を手がけ実績を上げている法人の協力を仰ぎ、学校、市町村、地元企業等と一緒に各校の魅力の打ち出しや磨き上げ、効果的な情報発信等について指導を受ける。
合計	16,282	

3 これまでの取組状況、改善点

- 推薦入試における県外生徒の募集枠の見直しなどにより、本県県立高校への県外からの進学者数は徐々に増えつつあるが、1校当たりでは数名程度と、未だ少数である。
- 平成30年度には、学生寮のない高校に県外からの生徒を受け入れるための下宿制度の創設や私立高校の学生寮の活用、県外生徒の募集に係るWEBやリーフレットの作製、県の移住・定住フェアへの参加を通して県外生徒の募集活動に取り組んできたが、全国から生徒を惹きつける高校の魅力化・特色化の強化とさらなる情報発信が必要である。
- 今年度は、地域の農業の担い手として高いレベルでの知識・技術を有するスーパー農林水産業士を輩出し、また生産米が全国的に高い評価を得る倉吉農業高校をモデルに全国に向けた高校魅力化の実例を創るとともに、専門家の力を借りながら他校における魅力づくりや魅力発信等について検討を行い、次年度以降のさらなる県外生徒の獲得に向けた準備を進める。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

5目 教育振興費

高等学校課 (内線: 7517)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 高大接続改革 対応事業	0	14,160	14,160				14,160	
トータルコスト	0	16,541	16,541	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	講師派遣、外部試験実施				
工程表の政策目標(指標)	確かな学力・学びに向かう力の育成							

事業内容の説明

1 事業の概要

高大接続改革において求められている「学力の3要素」(*)の育成に対応するため、生徒・教員が教科・科目を越えた先端の知見に触れることにより探究的な学習活動のハイレベル化を図り、実践的な「思考力・判断力・表現力」を育成する。あわせて、英語4技能民間試験導入に対応するため、生徒の英語の「話す」「書く」の2技能の強化・伸長について分析・検証・実践できる機会を整備し、質の高い英語授業の創出と生徒の英語表現力の強化を図る。

※「学力の3要素」…「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

【大学入学共通テスト(令和2年度から実施)の方針】

- 知識・技能の習得を評価するとともに、思考力・判断力・表現力を中心に評価する。
- 一般入試では筆記試験に加え、在学中の「生徒の探究的な学習の成果等」をより積極的に評価することを促す。⇒高校3年間で実施した学習活動の記録を入試の評価に反映させる。
- 英語の4技能を評価する。⇒民間の資格・検定試験の受験結果を入試の評価に反映させる。

2 事業内容

区 分	予算額	事業内容
生徒の思考力・判断力・表現力(記述力)の強化のためのハイレベル講座	2,500	・著名な研究者、実践者等を招へいし、新大学入試共通テストに求められる思考力・判断力・表現力(記述力)の強化を図る。 対象: 普通科高校9校、総合学科校1校 回数: 年2回
大学入試改革に向けた英語力向上対策事業	11,660	・大学入試改革により導入される外部試験を予め高校2年生を対象に受験させ、試験への順応を図る。また、当該試験結果の分析を行い、受験者への指導に生かすとともに、本県英語教育の課題を抽出し、効果的な指導法を開発する。 対象: 大学入学共通テストの受験が想定される高校2年生(2,200名) 想定外部検定試験: GTEC for Students(4技能検定試験)
合 計	14,160	

3 これまでの取組状況

平成28年度に21世紀型学力検討委員会を設置し、高等学校におけるアクティブ・ラーニング型授業への改革やICT活用に係る基盤整備を図るとともに、「学びの文化祭」により、優れた授業実践の共有化を進めるなどして、教科・科目における「思考力・判断力・表現力」を育成してきた。また、英語力については拠点校方式により、その育成に取り組んでいる。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

いじめ・不登校総合対策センター(0857-28-2322)

4目 教育連絡調整費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
(新) 不登校児童生徒への 自宅学習支援事業	0	5,544	5,544	4,678		3	863	
トータルコスト	0	5,544	5,544	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	学習支援、学校等関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築							

事業内容の説明

1 事業の概要

学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充や学校や社会への復帰の後押しを行う。県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介して学習の進め方をアドバイスしたり心的なサポートを行ったりする。

2 事業内容

児童生徒理解に精通し、義務教育段階の学習の指導ができる者を自宅学習支援員として、県教育支援センター(ハートフルスペース)に配置し、インターネットを介して、一人一人の習熟度に合わせて国語、算数・数学、英語の学習プログラムを提供する学習教材ソフトを使用して、不登校児童生徒の学習を遠隔で支援する。

自宅学習支援員は、児童生徒の学習の進捗状況をパソコンで一括管理し、学習を進める上でつまづきが生じた際等に支援するとともに、保護者及び在籍校の教員と連携を図りながら、今後の支援の方向性について話し合ったり、保護者への支援・助言を行ったりする。

支援対象者は、県内の小・中学校の不登校児童生徒及び高校生年代(概ね20歳までの者も含める)であり、「自宅からほとんど出られていない」、「学ぶ意欲がある」、「保護者の理解協力が得られる」等の条件を満たす児童生徒とし、15名程度を見込んでいる。

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
自宅学習支援員の配置	3,596	県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に各1名の自宅学習支援員(週20時間勤務)を配置する。
自宅学習支援員の活動旅費	210	学校及び関係機関との連絡調整を行うとともに、児童生徒自宅に訪問し保護者支援を行う。
学習教材	540	学習ソフト使用料及び個人ID使用料。
ICT機材のリース	1,198	自宅学習支援員用のPC及びタブレットをレンタルする。
合計	5,544	

3 これまでの取組状況、改善点

不登校児童生徒への学習機会の確保は、喫緊の課題となっている。不登校児童生徒の在籍校は、家庭訪問などを通して児童生徒への支援を行っていたが、自宅から外出ができないまたは他者に会うことを拒否する子どもに対しては、学力補充や進路実現に向けた働きかけは十分にできていない。そこで、ICT等を活用した学習支援を通して、学力補充や学び直しの機会を提供する。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
6項 社会教育費
3目 博物館費

博物館（内線：0857-26-8042）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 鳥取県立美術館整備 運営費	(債務負担行為) 0	(債務負担行為) 14,910,090	(債務負担行為) 14,910,090	(債務負担行為) 434,890			(債務負担行為) 14,475,200	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取県立美術館整備運営事業にかかる委託				
工程表の政策目標(指標)	未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県立美術館の整備・運営を、効率のかつ効果的に行うとともに、地域との連携・協力により賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図るため、PFI手法により実施する。（整備5年間、運営15年間 計20年間）

2 主な事業内容

(1) 美術館の目的・コンセプト

未来を「つくる」美術館 （・人を「つくる」・まちを「つくる」・県民が「つくる」）

(2) 事業方式

PFI（BTO）方式

Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法をいう。
（事業類型：混合型、一部独立採算（飲食施設等））

(3) 事業期間

事業契約締結日から2040年3月31日（整備5年間、運営15年間 計20年間）

(4) 業務範囲

・設計・建設業務 ・開館準備業務 ・維持管理業務 ・運営業務 ・附帯業務

《運営業務における役割分担》

- ・美術館の中核業務（主に学芸員が担う業務）となる美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等は県業務として引き続き実施する。
- ・管理部門（総務・施設管理等）、広報・宣伝・賑わい創出機能等については民間事業者が実施する。
- ・民間事業者を美術館の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とする。

(5) 施設整備の概要

○事業用地

所在地 倉吉市駄経寺町2-3-1外
所有者 倉吉市（建設工事着工時までには県有地となる予定）
敷地面積 約20,000㎡

○施設整備の基本的な方針

- ・作品を良好な環境で保管・展示
- ・だれもが安全・快適に利用
- ・賑わい機能の創出
- ・倉吉パークスクエア、大御堂廃寺跡との相乗効果の発揮
- ・デザイン性に優れた施設
- ・効率的・持続可能な施設
- ・地域素材の積極的利用、環境への配慮

○施設設備（諸室）の整備概要

展示	収蔵	教育普及 コミュニケーション	調査研究	共用管理事務	合計
2,610㎡	2,070㎡	760㎡	290㎡	4,180㎡	9,910㎡

*教育普及コミュニケーション及び共用管理事務エリアについては、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウによる積極的で優れた提案を求める。

(6) 債務負担行為限度額

14,910,090千円

(内訳)

・施設整備費

8,246,585千円

・維持管理・運営業務費(事業期間全体)

4,687,325千円

・その他費用(借入利息、特別目的会社運営費)

1,976,180千円

年度	執行予定額(千円)
令和2年度	141,028
令和3年度	33,664
令和4年度	33,025
令和5年度	482,636
令和6年度	753,192
令和7年度以降	13,466,545
計	14,910,090

※債務負担行為額に含まない主な費用

- ・建設工事に伴う突発的な調査及び補償費用(必要時に予算化を想定)
- ・美術作品購入費、県職員人件費、教育普及・ワークショップ等県直営事業費用
- ・開館当初の企画展開催費用
- ・業務監視等に伴うアドバイザー業務委託費用
- ・物価・税率等改定や支払金利上昇に伴うサービス対価増分(変動リスクの負担)

(7) 今後のスケジュール

- 令和元年 7月
・議会議決(債務負担行為・美術館設置条例)
- 令和元年 後半
・特定事業の選定(PFI法第7条)
- ～
・入札公告
- 令和2年 前半
・民間事業者との重点対話
- ～
・提案審査書類の提出
- 令和2年 前半
・提案審査(公開プレゼンテーション)
- ～
・事業者の決定
- 令和2年 前半
・議会議決(本契約締結・指定管理者指定)
- ～
・設計及び建設工事
- 令和6年度中
・開館準備
- 令和6年度中
・開館

(8) 特定事業の選定

PFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた県の財政負担について、11%程度の縮減の効果を見込むことができると及びサービスの質や美術館の魅力向上が図られ、効率的かつ効果的に事業実施ができると判断できることから、PFI法第7条に基づき特定事業として選定することを予定している。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成30年7月に鳥取県立美術館整備基本計画を策定するとともに、「県有施設・資産有効活用戦略会議」におけるPFI・BTO方式を導入するとの検討結果を踏まえ、PFI事業者選定作業を進めている。
- ・平成31年3月に実施方針を公表し、民間事業者との対話による意見・アイデア等を反映しながら業務要求水準書等の検討を行っている。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7922)

2目 学校体育振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(オリンピック・パラリンピック教育地域拠点)」(2019年度)	0	2,478	2,478	2,478				
トータルコスト	0	2,478	2,478	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	学校との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	健やかな心と体作りの推進、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上、生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」)の定着・拡大のため、国の委託金を活用して学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を実施する。

2 事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
推進校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	2,074	<ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピック教育推進校を指定し、推進校にオリンピック・パラリンピアンを派遣して講話・実技、交流体験を行う。 ○大会組織委員会等が作成した教材を活用した事前・事後学習を実施する。 ○ホームページなどを活用し、自校の取組を発信することによりオリンピック・パラリンピック教育の成果の普及を図る。
オリンピック・パラリンピック教育推進セミナー等の開催・参加	404	<ul style="list-style-type: none"> ○県セミナーの開催 オリンピック・パラリンピック教育に関する具体的な実践例・教材の共有や、効果的な事業展開に向けた情報交換を行う。 ○授業づくりワークショップの開催 推進校からの実践報告、他地域の実践紹介、参加者によるパラスポーツ体験を実施する。
合計	2,478	

3 これまでの取組状況、改善点

小学校の次期学習指導要領(2020年全面実施)では、「オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については、児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう、指導等の有り方について改善を図る。」と明記されるなど、全校種でオリンピック・パラリンピック教育の実施が求められている。

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費			4目 教育連絡調整費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,706,810	3,090	1,709,900	325,784	3,090	328,874	54,487	3,090	57,577	
2 給 料	26,753,232		26,753,232	473,551		473,551				
3 職 員 手 当 等	18,393,232		18,393,232	351,810		351,810				
4 共 済 費	8,770,520	506	8,771,026	204,906	506	205,412	4,616	506	5,122	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	43,402		43,402	43,402		43,402				
7 貸 金	27,744		27,744	5,772		5,772				
8 報 償 費	127,668	3,614	131,282	94,357	2,814	97,171	52,163	1,434	53,597	
9 旅 費	448,375	4,539	452,914	229,450	3,415	232,865	145,946	1,917	147,863	
費用 弁 償	16,504	210	16,714	10,745	210	10,955	3,184	210	3,394	
普 通 旅 費	377,285	698	377,983	176,352	114	176,466	122,341	114	122,455	
特 別 旅 費	54,586	3,631	58,217	42,353	3,091	45,444	20,421	1,593	22,014	
10 交 際 費	300		300	300		300				
11 需 用 費	944,180	1,804	945,984	630,984	1,780	632,764	506,669	1,780	508,449	
12 役 務 費	234,059	15,290	249,349	150,389	14,790	165,179	72,252	630	72,882	
13 委 託 料	1,131,835	12,891	1,144,726	545,578	12,891	558,469	67,241	12,891	80,132	
14 使用料及び貸借料	1,081,315	2,216	1,083,531	962,920	2,186	965,106	107,888	2,163	110,051	
15 工 事 請 負 費	1,083,437		1,083,437	715,055		715,055				
16 原 材 料 費	8,229		8,229							
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	253,516	2,876	256,392	106,655	2,876	109,531	99,309	2,876	102,185	
19 負 担 金 , 補 助 金 及 び 交 付 金	1,846,697		1,846,697	1,618,368		1,618,368	1,272,690		1,272,690	
20 扶 助 費	79,044		79,044	78,894		78,894				
21 貸 付 金	1,512		1,512	1,512		1,512				
22 補 償 及 び 賠 償 金										
23 債 還 金 , 利 子 及 び 割 引 料	66,514		66,514	66,514		66,514				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	108,000		108,000	108,000		108,000				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	578		578	578		578				
28 繰 出 金	185,062		185,062	185,062		185,062				
予 備 費										
計	63,295,261	46,826	63,342,087	6,899,841	44,348	6,944,189	2,383,270	27,287	2,410,557	
財 源										
国 庫 支 出 金	10,449,003	14,389	10,463,392	1,387,345	11,911	1,399,256	1,236,929	11,811	1,248,740	
地 方 債	764,000		764,000	480,000		480,000				
そ の 他	1,832,007	3	1,832,010	297,909	3	297,912	70,798	3	70,801	
一 般 財 源	50,250,251	32,434	50,282,685	4,734,587	32,434	4,767,021	1,075,543	15,473	1,091,016	

令和元年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目									
	5目 教育振興費			7項 保健体育費			2目 学校体育振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	117,955		117,955	11,708		11,708	11,708		11,708
2 給 料				43,356		43,356			
3 職員手当等				25,572		25,572			
4 共 済 費	18,124		18,124	14,260		14,260	27		27
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸 金									
8 報 償 費	26,589	1,380	27,969	13,321	800	14,121	11,714	800	12,514
9 旅 費	31,869	1,498	33,367	4,873	1,124	5,997	1,684	1,124	2,808
費用弁償	6,031		6,031	22		22	7		7
普通旅費	16,931		16,931	2,262	584	2,846	14	584	598
特別旅費	8,907	1,498	10,405	2,589	540	3,129	1,663	540	2,203
10 交 際 費									
11 番 用 費	9,825		9,825	12,035	24	12,059	5	24	29
12 役 務 費	9,936	14,160	24,096	17,277	500	17,777	17	500	517
13 委 託 料	200,966		200,966	119,099		119,099	442		442
14 使用料及び賃借料	24,917	23	24,940	1,842	30	1,872	4	30	34
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	6,290		6,290	317		317			
19 負担金、補助金及び交付金	82,129		82,129	161,283		161,283	71,257		71,257
20 扶 助 費	78,894		78,894	150		150			
21 貸 付 金									
22 補償、賠償補填金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	21		21						
28 採 出 金									
予 備 費									
計	607,515	17,061	624,576	425,093	2,478	427,571	96,858	2,478	99,336
財 源									
国 庫 支 出 金	70,251	100	70,351	12,155	2,478	14,633	8,428	2,478	10,906
地 方 債									
内 そ の 他	3,164		3,164	90,381		90,381	8,000		8,000
一 般 財 源	534,100	16,961	551,061	322,557		322,557	80,430		80,430

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
10款	教育費	
1項	教育総務費	
4目	教育連絡調整費	
	報酬 自宅学習支援員	3人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県立美術館整備運営費	博物館	14,910,090			令和2年度から 令和21年度まで	14,910,090	434,890			14,475,200

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県立美術館の設置等に関する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県立博物館の美術分野について、鳥取県立美術館として分離独立させる。</p> <p>2 概 要 (1) 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。 (2) 県立美術館の指定管理者による管理、開館時間、休館日、利用料金その他その管理に関する事項を定める。 (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により、県立美術館に係る特定事業を実施する選定事業者として選定された法人等を指定管理者の候補者とするものとする。 (4) 県立美術館の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県立美術館協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数その他必要な事項について定める。 (5) 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>3 施行期日等 ア 施行期日は、(ア)及び(イ)に掲げる事項を除き、公布の日から起算して6年を超えない範囲内で規則で定める日とする。 (ア) (3)及び(イ)に関する事項並びにウに関する事項の一部 公布の日 (イ) (4)に関する事項及びウに関する事項の一部 公布の日から起算して5年を超えない範囲内で規則で定める日 イ この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。 ウ 重要な公の施設等の指定等に関する条例、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県立美術館の設置等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理（第3条―第12条）
- 第3章 鳥取県立美術館協議会（第13条―第16条）
- 第4章 ネットワークの構築（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。

第2章 管理

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

（1） 県立美術館の施設設備の維持管理に関する業務

（2） 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の選定の特例）

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

（利用の許可）

第7条 県立美術館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、県立美術館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。
(行為の制限等)

第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けないで美術館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。
- (4) 許可を受けないで物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県立美術館への入館を拒み、又は県立美術館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県立美術館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県立美術館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県立美術館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

第3章 鳥取県立美術館協議会

(設置)

第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営に関する細則)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 ネットワークの構築

第17条 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(教育委員会規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、次項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第3章及び附則第6項の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日 (準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和22年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 鳥取県立美術館の設置等に関する条例(令和元年鳥取県条例第 号)第2条の規定により設置された鳥取県立美術館</u></p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

5 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 公の施設に係る特定事業(民間資金等の活用</u></p>	<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p>

による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定に基づき選定された法人等を指定管理候補者とするとき。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

2 前項（第2号を除く。）の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号又は第2号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

（協定の締結）

第8条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の規定により選定された指定管理候補者を指定管理者に指定する場合においては、民間資金法第5条第2項第5号に規定する事業契約に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

（協定の締結）

第8条 略

2 略

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定する事項	鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定する事項
鳥取県立美術館協議会			
略		略	

平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	
10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育充実費	特別支援教育課	11,926,000	974,000	円	円	円	円	円	974,000
				398,911,000	16,798,000				3,000,000	6,383,000	
				19,398,000	19,288,000					19,288,000	
	計			430,235,000	37,060,000			7,415,000		3,000,000	26,645,000